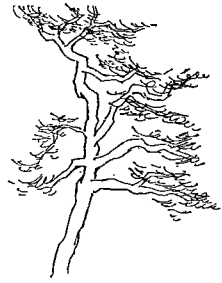


図画工作科の施設・設備



森 下 一 期

「図画工作科」の工作は、戦後、衰退の一途をたどっている。とくに、今回の指導要領の改訂では、工作教育は抹消させられたのか、といった観を与えるほどである。中学校美術科の目標と比較してみると、

「図工科」目標

「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う」

中学「美術科」目標

「表現及び鑑賞の能力を伸ばし、造形的な創造活動の喜びを味わせるとともに、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」

となっており、「図工科」は「美術科」になり切ってしまったか、

と思わざるを得ない。

明治十九年手工科として始まった工作教育は、長い間加設科目や随意科目としておかれ、必須科目になったのは、昭和一六年の国民学校令による「芸能科工作」である。内容や位置づけも大きな変遷をしてきている教科であるが、一つの教科として成立させるよう、研究や実践の積み上げがなされてきた。

それが、戦後「図画工作科」と統合されて以降、指導要領の改訂ごとに、工作教育の面が後退し、先に見たところまで行きついているのである。二二年の最初の指導要領案でかかげた「三、技術力の養成」は早々と消え、前指導要領までは領域として「D工作」が位置づけられていたのに、「表現」のなかに解消され、「工作」という言葉さえ、一カ所あらわれるのみになってしまったの

である。

近年、子どもたちの発達のゆがみが大きな問題となり、モノや自然に自分の手や道具を使って働きかけることの重要性、労働の教育の必要性が明らかになってきている。しかし、それは、ただものをつくればよいということや、ただ、汗を流して働けばよいというのではない。道具の働きやしくみを理解し、その合理的な

設備の面から見ると、昭和四二年に始まる「教材基準」の設定の時に、指導要領に先立って、工作教育の抹殺をはかったといえる。

一、工作教育の設備

工作教育において、施設・設備は不可欠なものである。その主

とともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う」

中学「美術科」目標

「表現及び鑑賞の能力を伸ばし、造形的な創造活動の喜びを味わせるとともに、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」
となっており、「図工科」は「美術科」になり切ってしまったか、

である。

近年、子どもたちの発達のゆがみが大きな問題となり、モノや自然に自分の手や道具を使つて働きかけることの重要性、労働の教育の必要性が明らかになってきている。しかし、それは、ただものをつくればよいことや、ただ、汗を流して働けばよいというのではない。道具の働きやしくみを理解し、その合理的な使用法を身につけることや、材料の性質を理解して、その加工法を知ることがなければ、見とおしをもつて自分でつくる力も育たなければ、本当のつくる喜びを得ることはできない。それを系統的に教えるのが「図工科」工作であるはずである。

前指導要領では、工作に四〇%をあてるよう授業配当の割合が示されていた（歴史的に見るならば、当然五〇%とならなければおかしいのだが）が、一般には、それさえ行なわれていないというのが実情であった。この教科では、「指導要領に従って行なうべきだ」という逆説的な言い方もあらわれるほど、教育現場では指導要領に示されている以上に工作は不振の状態にあつたといえる。今回の改訂で、その状況が公に認められ、何もしないでも、とおるような状態となるおそれがあるのである。

このようになるには、工作教育、技術教育を軽視した教員養成、やろうとしてもできない施設・設備の不備、準備・かたづけができない労働条件の劣悪さなど、種々な問題が横たわっている。とくに施設・設備の不備は、非常に大きな問題である。指導要領で見ていく限り、徐々に工作が後退したと見えるが、施設・

訂ごとに、工作教育の面が後退し、先に見たところまで行きていっているのである。二二年の最初の指導要領案でかかげた「三、技術力の養成」は早々と消え、前指導要領までは領域として「D工作」が位置づけられていたのに、「表現」のなかに解消され、「工作」という言葉さえ、一カ所あらわれるのみになってしまったの設備の面から見ると、昭和四二年に始まる「教材基準」の設定の時に、指導要領に先立って、工作教育の抹殺をはかったといえる。

一、工作教育の設備

工作教育において、施設・設備は不可欠なものである。その主張は、手工教育の創設の時期から強く出されていた。しかし、教育行政のなかに位置づくには、長い時が必要であった。それが財政的措置をもつて出されるには、さらに後のことになった。

昭和二年、高等小学校手工科が必須科にされる時、文部省普通学務局から「手工科教授要目及標準設備」が示された。財政的な裏づけがないとはいえず、「教室」についても、注意として「低学年ノ手工教授ハ普通教室ニ於テ為スヲ本体トス」と最低限必要なものを示しているのであり、教室の広さも一人当たり六合と、決して十分な広さを示しているのではない。そのようなものではあつても、標準設備の備品は、木工を例にとるなら、表Iのように、工作を行なうのに最低必要なものは、示されていたのである。

戦後、「図画工作科」となったときにも、文部省教育施設局は、教材教具委員会編として、『学習指導必携 教材教具篇』（昭和三年）を示している。「図画工作用具並資材のしらべ（工作の部）」の凡例で「一、この調査は『学習指導要領図画工作篇』に依り工作の指導するにはどんな工具や材料が最小限で、且つ理想実現

表I

手工科教授要目及標準設備 (昭和二年)

文部省普通学務局調査

(木工)

品名	要項	甲種	備考
曲尺	長手一尺五寸	二人ニ付	教師用
両刃鋸	長手一尺	二人ニ付	教師用
同刃鋸	刃渡凡八寸	二人ニ付	教師用
同刃鋸	刃渡凡九寸	二人ニ付	教師用
廻鋸	刃渡凡六寸五分	二人ニ付	教師用
同鋸	大中小取交	二人ニ付	教師用
平鋸	荒中上	二人ニ付	教師用
二枚刃鋸	一寸六分	二人ニ付	教師用
合直	荒中上	二人ニ付	教師用
木際直	荒中上	二人ニ付	教師用
同直	荒中上	二人ニ付	教師用
下端定規	大	二人ニ付	教師用
野端定規	小	二人ニ付	教師用
直角小口台	二人ニ付	二人ニ付	教師用
釘拔	二人ニ付	二人ニ付	教師用
木廻盤	二人ニ付	二人ニ付	教師用
薄盤	二人ニ付	二人ニ付	教師用
尾盤	二人ニ付	二人ニ付	教師用
回鑄錐	二人ニ付	二人ニ付	教師用

五	尾入のみ	二人一組	〇・六、一・五	A
五	木槌	二人一組	口徑一七	A
五	金角	一人		A
五	直角	一人		A
五	野引	一人		A
六	四ツ目	一人		A
六	胴附	一人		A
六	畔挽	一人		A
六	三挽	一人		A

品名	要項	甲種	備考
木立	平半丸	二人ニ付	教師用
目録	中	二人ニ付	教師用
手鋸	刃渡凡三寸	二人ニ付	教師用
膠鍋	刃渡凡二寸八分	二人ニ付	教師用
油差	小形	二人ニ付	教師用
荒差	小形	二人ニ付	教師用
中差	小形	二人ニ付	教師用
仕上	台付	二人ニ付	教師用
金剛砂	平形	二人ニ付	教師用
裹グラインダー	手廻	二人ニ付	教師用

のため如何なる程度必要であるかを数量的に調査し……と、述べ、指導目標、指導事項とも対照させ、用具一覧表では、重要度をA・Bで示している。工作用具表では、二六二品目をあげ、そのうちBランクは、五四であるから、まず必要なものとして、二〇八品目もあるとしたのである(木工に関するもの、表II)。

表II

学習指導必携 教材教具篇 (昭和二三年)

文部省教育施設局教材教具委員会編
 図画工作用具並資材のしらべ(工作の部)
 (木工)

番号	用具名	数量	備考
五五	両刃鋸	一人	二〇
五四	鉋	一人	身幅五

八五	金	一校二組	三〇、二本組	A
八六	同	一校二組	六〇、	A
八七	木	一校	平、丸、角九一五	A
八八	目	一校		A
八九	目	一校		A
九〇	目	一校		A
九一	手	一校		A
九二	膠	一校		A

それが、文部省初等中等教育局長通達「義務教育費国庫負担法および公立養護学校整備特別措置法に基づく教材費の国庫負担金の取扱について」のなかで設定された「教材基準」では、表Ⅲのように、品目も個数も大幅に削減されている。「学習指導必携教材教具篇」の工作の部に対応させるなら、わずかに二四品目に削られているのである。確かに、木工具一式というようにまとめているものもあるが、個々に数えてみても、それほど増加はしない。

表Ⅲ

「教材基準」 図工（昭和四二年）
（工作関係）

番号	品目	5学級以下	6〜18級	19学級以上	備考
27	セメント用コテ	二五	四五	九〇	
28	木彫用内丸のみ	六	一〇	二〇	
29	木彫用平のみ	六	一〇	二〇	
30	木彫用木づち	六	一〇	二〇	
34	T定規	二	四	八	
35	製図板	二五	四五	九〇	
36	三角定規	二組	四組	八組	
37	大分度器	一	一	二	
38	製図器	一	一	二	

のような方針がとられたという（『教材基準』その整備と運用』岩田俊一、昭和四二年、五九頁）。

「イ、通常に使用して、三年未満で消耗するような、いわゆる消耗的教材は除外する。

（例）野球用ボール、ピンポン球、竹刀、工作用の粘土等
ウ、現段階においては個人もちが相当であると考えられる教材

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
大コンパス	教師用彫刻刀	押し切り器	木工具一式	おいろのみ	木工ヤスリ	糸のこ機械	釘ぬき	木工万力	主要木材標本	竹工セット	ラジオペン	金切ばさみ	かなとこ	金工万力	電気はんだ
一	一	一	二	二	二	一	二	三	二	二	四	四	一	一	一
二	一	一	二	二	四	一	四	六	二	八	八	八	二	二	二
一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組	一〇本で一組

二、「教材基準」の問題点

新しい「教材基準」が示された段階で、前のものを問題にするのは、意味がないともいえるが、一〇年間にわたって基準となってきたものが、どのようなものであったか明らかにすることも工作教育の変遷を見る上で必要であろう。

「教材基準」の教材の品目および数量の設定にあたっては、つき

い。ハサミ、ナイフにくらべてはるかに高価であり、整備も必要であるものを学校にそなえなくてよいということがどこから出てきたか、まったく理解に苦しむところである。指導要領に示されたことさえ、行なわずに済むことをこの教材基準が認めているともいえるのである。ノコギリで切らずにすむキット教材の普及も、その一因はここにあるであろう。

「図工科」に関する限り、かなり改善してきているといえる。紙工関係のものや、小刀など、生徒数分入れられるなど、約二〇品目が増えている。指導要領で用具・材料を精選したとして(そのことが適切であるとはいえない。とくに金属関係を除外したのは問題である)、用具二五↓七、材料二五↓一〇となったのたにたいして、「教材基準」の品目が増加したのは、それ以前があまりにひどかったことを示している。

しかし、木工具一式など、はつきり生徒用としながら生徒数の半分にもおよばず、いまだ、工作を軽視していることを示している。増加した品目のなかで、教師用にあたるものがかなりあるが、教材準備等のためにも、そのことは評価されるであろう。しかし、「電動木工具一式」など、どの程度のものかが問題となる。木工機械の危険性はたびたび指摘されているところであるが、教師が使うとしても、チャチなものであれば、より危険である。また、日曜大工的なものであれば、生徒数分の材料の準備などできない。結局はたいした使い道もなく、ほこりをかぶることになりかねない。新「教材基準」は、前のものにくらべれば若干改善されたといえるが、先に示した二者にくらべれば、まだまだ遠くおよばないものである。

以上、備品を中心に工作教育の設備を見てきたのであるが、工作教育を確立していくためには、内容、方法、施設・設備、そして、教員養成の問題など、総合的に見ていかねばならないことを痛感するのである。

(職業訓練大学校)

『教育』十月号予告

特集／大学における教育の仕事

△誌上シンポジウム▽

大学における教育の仕事

(大田 堯・汲田克夫・中野 光・中森孜郎)

大学における教育実践・資料解説

田中 征男

△対談▽民主体育と身体文化

佐々木賢太郎・正木健雄

小学校・中学校における教育実践

相川 敏治

”

木俣 敏

子どもと社会(自伝的成長論)⑩

古川 原

現代日本教育の基本問題⑬

宇田川 宏

時評△マスコミ▽須藤忠昭 △児童文化▽富田博之

△教育月報▽平原春好

教育改革運動としての生活綴方の検討

——一九三〇年前後の「生活解放」主張を中心として——